

答申第41号  
令和3年9月29日

高崎市指導監査課 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月23日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第46号

平成29年8月25日付け（第138-2号）「行政文書不存在決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第46号

答申番号：答申第41号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市指導監査課が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市指導監査課（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月14日付けで「第311-7号（平成28年3月10日）において、●●に対して文書による指摘を行っている一方で、平成27年度指導結果において、「文書による指摘事項はありません。」とホームページ上にウソの情報を掲載した理由が分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月25日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

ホームページ上に嘘の情報を掲載していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年10月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第

30条第1項の規定に基づき、平成30年1月17日付けで反論書を提出した。

### 第3 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね次のように主張している。

実施機関は、ホームページ上に掲載されている情報は、指導監査課が行った定期の実地指導における指導結果を掲載しているものであり、長寿社会課や介護保険課が行った指導結果までを掲載しているものではないことを理由に不存存在としているが、長寿社会課、指導監査課、介護保険課で苦情等に係る●●の実地調査を実施し、文書による指摘事項を行っているにも拘わらず「文書による指摘事項はありません」とホームページ上に嘘の情報を掲載した理由が分かる情報を隠蔽せず公開されなければならない。

#### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和2年3月5日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

ホームページには、指導監査課が行った定期実地指導における結果のみ掲載しており、請求人が請求するホームページ上に嘘の情報を掲載した理由が記録されている本件行政文書は存在しないため、不存存在としたものである。

### 第4 審査会の判断

指導監査課のホームページ上に定期実地指導における結果以外を記載しないことが妥当であり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月23日	諮問
令和2年3月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年8月20日	調査、審議
令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩